

# 熊谷市における屋外広告物に対する規制・誘導策について（案）

## 1. 経緯・目的

市内の屋外広告物について、現在は埼玉県屋外広告物条例のもと、権限移譲に基づく許可事務や指導などを行うことで、規制や誘導を行っております。

ラグビーワールドカップ 2019 に向けた市内景観に対する意識の高まりなどを踏まえ、熊谷市における屋外広告物に対する規制・誘導策について次のように制定します。

## 2. 熊谷市における屋外広告物に対する規制・誘導策について

### ①本市独自の取組

(1)駅前広場に面して掲出される、電飾を利用した屋外広告物について規制します。[資料 1](#)

電飾（点滅し、動光し、又は回転する光源を有するもの（映像装置を除く。））を利用した屋外広告物が駅前広場（熊谷駅正面口、南口、東口、籠原駅北口、南口）に集中して景観が乱れることを防ぎます。

(2)高さを低く抑えた屋外広告物の許可手続を不要とし、簡素な届出手続のみとすることで、掲出者にインセンティブを与え、屋外広告物の高さを低いものへと誘導します。[資料 2](#)

高さを 4 m 以下に抑えた屋外広告物へと誘導することで、安全で良好な景観へ誘導します。

(3)RWC 2019 組織委員会や商工会議所、商工会、商店街、観光協会などが行うバナーフラッグの掲出やシティドレッシングなどについて、規制や許可の対象から除外します。[資料 3](#)

国や地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物と同様に取り扱うことで、観光や商業の振興に資する活動を支援します。

### ②最近の動向をとらえた取組

国の屋外広告物条例ガイドライン（平成 30 年 3 月 30 日付け国土交通省）の改正に合わせ、公益上必要な施設又は物件（デジタルサイネージ等）の設置又は管理に要する費用や、地域における公共的な取組（エリアマネジメント）に要する費用に広告料収入を充てる場合に、規制の対象から除外します。

### ③その他

(1)基本的に、掲出者や屋外広告物業者が混乱をきたさないよう、全体的な規制内容等は現行の埼玉県屋外広告物条例における規制・誘導内容を踏襲します。

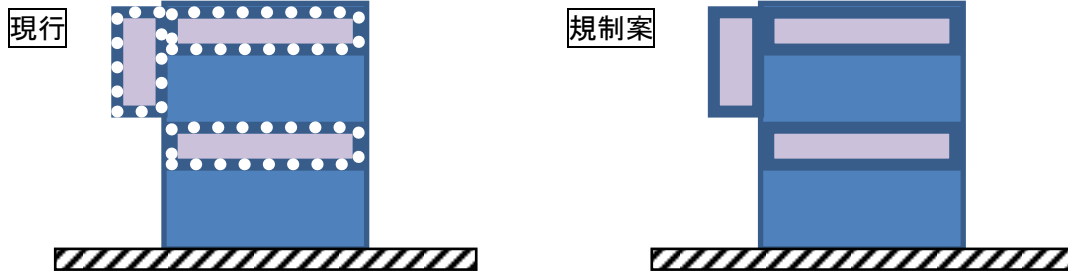
(2)条例施行後の効果発現を促進するための誘導策を検討します。

(3)条例等による規制だけでは成し遂げられない良好な広告物への誘導を図るため、平成 29 年度に作成した「熊谷市屋外広告物ガイドライン」を活用し、周知を行います。

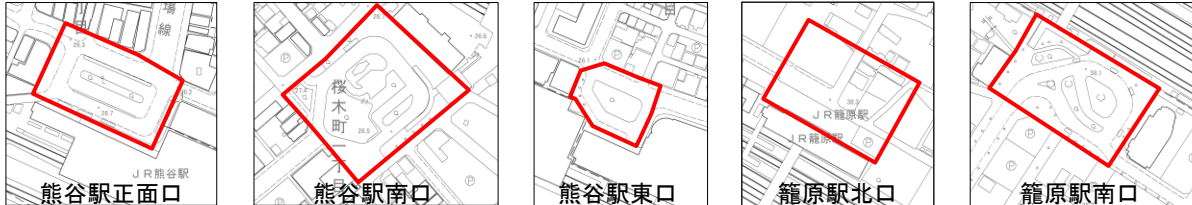
## 3. 開始予定時期

規制誘導策に必要な条例等の整備を行い、周知期間を確保したうえで実施するため、平成 31 年 4 月 1 日からの施行を予定しています。

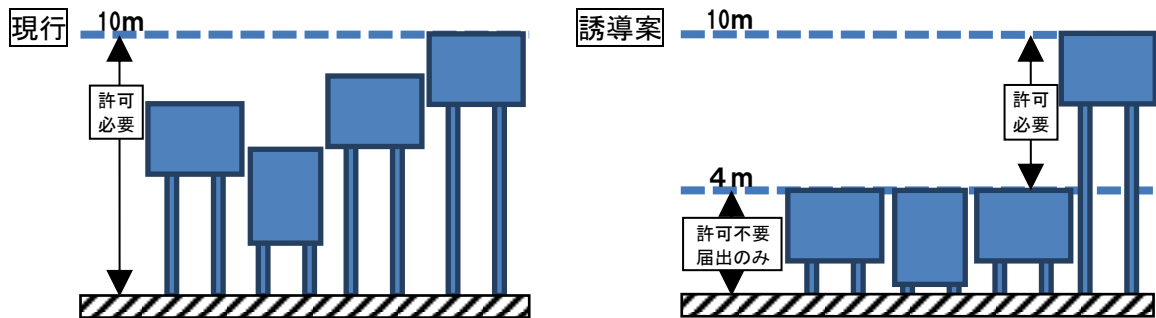
## ①-(1)駅前広場に面して掲出される、電飾を利用した屋外広告物について規制します。



- ・現行の基準では、埼玉県電光式屋外広告物設置ガイドラインはあるものの、特に制限はありません。
- ・派手な屋外広告物が集中して景観が乱れることを防ぐため、駅前広場に面する建築物に駅前広場に向けて掲出される屋外広告物の、点滅し、動光し、又は回転する光源を規制します。



## ①-(2)高さを低く抑えた屋外広告物の許可手を不要とし、簡素な届出手続のみとすることで、掲出者にインセンティブを与え、屋外広告物の高さを低いものへと誘導します。



- ・現行の許可基準では、上端の高さは10m以下、表示面積は10㎡以下のため、その範囲で高くなりがちであり、ばらつきもあります。
- ・上端の高さが4m以下のものを許可手を不要とすることで上端を4mのラインに誘導できるように、規制緩和をします。
- ・4mを超える必要があるものは許可を得て掲出することができます（現行の基準と同様）。

## ①-(3)RWC組織委員会や商工会議所、商工会、商店街、観光協会などが行うバナーフラッグの掲出やシティドレッシングなどについて、規制や許可の対象から除外します。

## 現行

- ・以下の団体、組織等が公共的目的で表示する場合は禁止地域や禁止物件、許可手続などの規定の適用が除外されます。

- ◇国又は地方公共団体
- ◇PTA等が国又は地方公共団体と連名の場合
- ◇NHK など

## 誘導案

- ・以下の団体、組織等が行うバナーフラッグの掲出やシティドレッシングなどについて、禁止地域や禁止物件、許可手続などの規定の適用を除外する対象に追加し、観光や商業の振興に資する活動を支援します。

- ◇ラグビーワールドカップ2019組織委員会
- ◇熊谷商工会議所
- ◇くまがや市商工会
- ◇市内に存する商店街
- ◇熊谷市観光協会 など

- ・観光や商業を振興するため、ラグビーワールドカップ2019組織委員会や熊谷商工会議所、くまがや市商工会、市内に存する商店街、熊谷市観光協会などが行うバナーフラッグの掲出やシティドレッシングなどについて規制や許可の対象から除外します。